

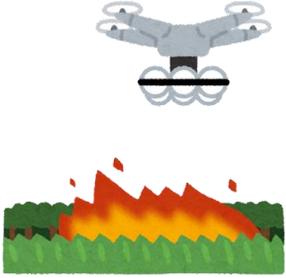


## 飛行空域・場所に関する規制

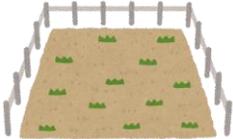
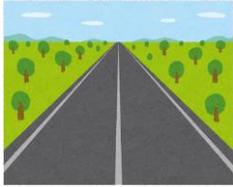


### ドローン飛行の対象空域における許認可の必要性

ドローン等を飛行させる上で、以下の空域においては、それぞれに規制が設けられています。  
 場合によっては許認可が必要な空域もありますので、飛行前に確認し、必要な申請を行ってください。

対象空域	許認可の必要性
(A) 空港等の周辺の空域 	○航空法により規制されており、地方航空局・各空港事務所に無人航空機の飛行許可承認手続が必要
(B) 緊急用務空域 	○(A)(C)(D)の許可があっても飛行不可。 ※飛行の目的が「災害等の報道取材やインフラ点検・保守など『緊急用務空域』の指定の変更又は解除を待たずして飛行させることが真に必要と認められる飛行」に限り、新たに国土交通大臣の飛行許可を取得すれば飛行可
(C) 地表又は水面から150m以上の高さの空域 	○航空法により規制されており、地方航空局・各空港事務所に無人航空機の飛行許可承認手続が必要
(D) 人口集中地区の上空 ※屋内・ネット等で囲われた場所は適用外 	○航空法により規制されており、地方航空局・各空港事務所に無人航空機の飛行許可承認手続が必要

(A)～(D)以外の上空

対象空域	許認可の必要性
私有地等 	○所有者の許可が必要（概ね300mまで）
道路 	○道路上で離着陸を行う場合は道路交通法上の「道路使用許可申請書」が必要 ○道路の上空を飛行するだけなら他の規制に抵触しない場合は許可等は不要（一般交通に影響を与える可能性がある場合は道路使用許可申請が必要） ・管轄する警察署（署長）
鉄道・線路 	○私有地上空に含まれるため、飛行に際しては事前に許諾が必要 ・鉄道事業者
河川 	○河川敷は公有地・民有地があるため、所有者・管理者の許可が必要な場合あり ○河川上空を飛行するだけなら他の規制に抵触しない場合は許可等は不要 ・広島県、岡山県及び各市町の河川管理担当課
海上 	○海上に作業船の配置や工作物の設置など、船舶交通に影響を及ぼすおそれがある場合は許可が必要な場合あり ○海上空を飛行するだけなら他の規制に抵触しない場合は許可等は不要 ・管轄する海上保安部署
海岸 	○海岸は海岸管理者の管理行為の規制を受けるため、管理者の許可が必要な場合あり ・広島県、岡山県及び各市町の海岸管理担当課
港湾 	○港湾は港湾管理者の管理行為の規制を受けるため、管理者の許可が必要な場合あり ・広島県、岡山県及び各市町の港湾施設管理担当課
森林 	○国有林は森林管理署等に「入林届」の提出が必要 ○「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン」に沿って、操縦者等が国有林内に立ち入らずに、無人航空機が上空を通過する場合には、届出は不要 ○県有林は広島県・岡山県ともに条例なし ○民有林は私有地と同様
公園・運動場 等 	○施設管理者によって規制が定められており、規制によって許可が必要な場合あり ※連絡先は条例等で規制する飛行制限区域を参照